

がいくじん こよう じぎょうぬし みなさま がいくじん みなさま
外国人を雇用している事業主の皆様へ・外国人の皆様へ
かくしゅぎのうこうしゅうとう じゅこうもうしこみ じ じゅこう じ りゅういじこう
～ 各種技能講習等の受講申込み時・受講時の留意事項 ～

けんせつぎょうろうどうさいがいぼう しきょうかいとちぎけん し ぶ
建設業労働災害防止協会栃木県支部

じぎょうしゃ がいくじんろうどうしゃ ぎのうこうしゅう じゅこう ばあい こうせいろどうしゅう つうたつ とうがいがいくじんろうどうしゃ
事業者は、外国人労働者に技能講習を受講させる場合、厚生労働省の通達により、当該外国人労働者
とうがいきのうこうしゅう ないよう にほんご りかい かくにん じゅこうしんせい さい けっか とうろくぎょうしゅうきかん
が当該技能講習の内容を日本語で理解できるか確認し、受講申請の際、その結果を登録教習機関に
たいしてしょめん つうち
対して書面により通知することとされています。

また、じぎょうしゃ しじ がいくじん ぎのうこうしゅう じゅこう ばあい じゅこう きぼう がいくじん
事業者の指示によらず、外国人が技能講習を受講しようとする場合、受講を希望する外国人
ぎのうこうしゅう しょう にほんご てきすと かくにん じゅこうしんせい さい みずから にほんご りかい
は、技能講習に使用する日本語のテキストを確認し、受講申請の際、自らの日本語の理解力について、
しょめん じ こしんこく
書面により自己申告することとされています。

さらに、とうろくぎょうしゅうきかん ぎのうこうしゅう じゅこう がいくじん りかいりよく じぜん かくにん のぞ
登録教習機関は、技能講習を受講する外国人の理解力を事前に確認しておくことが望まし
いこととされています。

参考：令和2年3月31日 基発0330第43号通達内別添『外国人に対する技能講習実施要領』

とうしぶ じっし かいさい ぎのうこうしゅう あんぜんえいせいきょういくとう にほんご てきすと しょう にほんご
当支部にて実施・開催している技能講習や安全衛生教育等は、日本語のテキストを使用し、日本語
による講義となっています。また、ぎのうこうしゅうご しゅうりょうしけん にほんご しけんもんだい
技能講習後の修了試験も日本語による試験問題となっています。

このようなことから、がいくじんろうどうしゃ じゅこう じぎょうぬし かた こうしゅうじゅこう にほんご
外国人労働者を受講させようとする事業主の方は、講習受講における日本語
りかいりよくかくにんしょ〔べっし〕 こじん じゅこう きぼう がいくじん かた こうしゅうじこう にほんごりかいりよく
理解力確認書〔別紙1〕を、個人で受講を希望する外国人の方は、講習事項における日本語理解力
しんこくしょ〔べっし〕 じゅこうもうしこみしょ ごていしゅつ
申告書〔別紙2〕を、受講申込書とともにご提出ください。

なお、^{もうしこみ}申込みにあたり、^{い か りゅういじこう}以下の留意事項を^{じゅうぶん}十分にご^{ごかくにんごりかいねが}確認ご理解願います。

— ^{じゅうこうもうしこみ}受講申込み時・^{じゅうこう}受講時の^{りゅういじこう}留意事項 —

- ^{じゅうこうもうしこみ}受講申込みの際は、^{さい}在^{ざいりゅうか}留カードまたは^{とくべつえいじゅうしやしょうめいしょ}特別永住者証明書のコピーを^{こび}受講申込み書の^{うらめん}裏面に^{てんぶ}貼付して^{ていしゅつ}提出してください。

- ^{もうしこみ}申込み時の際は、^{さい}使用する^{しやう}テキスト等を^{てきすととう}もとに、^{じぜん}事前の^{にほんごりかいりよく}日本語理解力を^{かくにん}確認させていただきます。

その結果、^{けっか}受講困難と^{こんなん}判断された時は、^{はんだん}申込み書の^{とき}受付はできません。

- ^{こうぎちゆう}講義中の^{じょうきょうかくにん}状況確認を通じ、^{つうじ}提出いただいた^{ていしゅつ}日本語理解力に関する^{にほんごりかいりよく}確認書又は^{かんするかくにんしよまた}自己申告書の内容と^じ実態が^{ないよう}異なると^{じったい}判断した場合は、^{ことなる}途中退席を^{はんだん}いただくことがあ^{ばあい}ります。この場合の^{とちゅうたいせき}講習受講料及び^{てきすととうだいきん}テキスト等代金の^{へんきん}返金はいたしません。

- ^{こうぎちゆう}講義中は、^{つうやくしゃ}通訳者、^{じゅうこう}受講を^{ほさ}補佐する方の^{かた}同席はできません。

- ^{こうぎちゆう}講義中に、^{こうし}講師や^{まわり}周りの^{じゅうこうせい}受講生に、^{かんじ}漢字の^{よみかた}読み方や^{にほんご}日本語の^{いみ}意味を^{しつもん}質問することはできません。

- ^{しゅうりょうしけん}修了試験の結果、^{けっか}合格点数に^{ごうかくてんすう}達しない場合、^{たつ}修了証は^{ばあい}発行いたしません。

また、^{ほこう}補講や^{さいしけん}再試験はありません。

別紙1 : 外国人労働者の方を受講させる事業主用

建設業労働災害防止協会栃木県支部 へ

技能講習等の受講にかかる日本語理解力確認書

(注) 証明記載の前に再度裏面をご確認ください

受講者氏名〔在留カード等に記載されている氏名を正確に記入願います〕

(ふりがな)

上記の者は、建設業労働災害防止協会栃木県支部において行われる技能講習を受講するに十分な日本語の理解力（読み書きできる能力）を有していることを証明します。

年 月 日

(事業主証明)

所在地 _____

会社名 _____

代表者職氏名 _____

— 受講申し込み時・受講時の留意事項 —

- 受講申し込みの際は、在留カードまたは特別永住者証明書のコピーを受講申込書の裏面に貼付して提出してください。
- 申し込み時の際、使用するテキスト等をもとに、事前の日本語理解力を確認させていただきます。その結果、受講困難と判断された時は、申込み書の受付はできません。
- 講義中の状況確認を通じ、提出いただいた日本語理解力に関する確認書又は自己申告書の内容と実態が異なると判断した場合は、途中退席をいただくことがあります。この場合の講習受講料及びテキスト等代金の返金はいたしません。
- 講義中は、通訳者、受講を補佐する方の同席はできません。
- 講義中に、講師や周りの受講生に、漢字の読み方や日本語の意味を質問することはできません。
- 修了試験の結果、合格点数に達しない場合、修了証は発行いたしません。また、補講や再試験はありません。

別紙2 : 個人で受講希望する外国人用

建設業労働災害防止協会栃木県支部 あて

技能講習等の受講にかかる日本語理解力申告書

(注) 署名する前に裏面をご確認ください

私は、建設業労働災害防止協会栃木県支部において行われる技能講習を受講するに

十分な日本語の理解力（読み書きできる能力）を有しておりますので、講習を申込み
いたします。

ねん がつ にち
年 月 日

受講者氏名（自署）

— 受講申し込み時・受講時の留意事項 —

- 受講申し込みの際は、在留カードまたは特別永住者証明書のコピーを受講申込書の裏面に貼付して提出してください。
- 申し込み時の際、使用するテキスト等をもとに、事前の日本語理解力を確認させていただきます。その結果、受講困難と判断された時は、申込み書の受付はできません。
- 講義中の状況確認を通じ、提出いただいた日本語理解力に関する確認書又は自己申告書の内容と実態が異なると判断した場合は、途中退席をいただくことがあります。この場合の講習受講料及びテキスト等代金の返金はいたしません。
- 講義中は、通訳者、受講を補佐する方の同席はできません。
- 講義中に、講師や周りの受講生に、漢字の読み方や日本語の意味を質問することはできません。
- 修了試験の結果、合格点数に達しない場合、修了証は発行いたしません。また、補講や再試験はありません。